

令和4年度 第10回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和5年1月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第34号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 盛一 外村 和彦 松野 文男 上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生、田上 安幸、松永 博文、井芹 康雄、伊佐 浩二、坂本 導成

8. 議事録署名人

6 番 五嶋 靖

8 番 平井 豪

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆様、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

 それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

 まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

 それでは、ただいまから令和4年度第10回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 それでは、会長のほうから御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。それぞれの御家庭で輝かしい新年を迎えられたんじゃないかと拝察しております。御多分に漏れず、本年は御存じうさぎ年でありますので、私たちも昨年までとはいかないと思いますので、やはり一回りも二回りも大きく成長していかなければいけませんので、脱兎のごとく皆さんもぜひお互いに成長していきたいと思います。

 今日の熊日新聞を恐らく読まれた方も多いかと思いますが、東京農業大学の鈴木宣弘先生が「低い自給率「命の危機」認識を」というタイトルで、これは切り取りしているんですが、大きく熊日の紙面の4面に掲載されております。

 内容は一々申しませんが、読んでいただくとかなり私たちに身につく内容が書かれておりますので、ぜひお帰りになったら熊日の4面を読んでいただければと思います。そういうことで、常に私たちも農業関係については、あちこちアンテナを張りながらお互いに成長していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

 本日は5条案件と基盤強化法の関係でありますので、議題はそう多くありません。皆様の真摯な議論をお願いしながら、簡単ですが御挨拶といたします。

 以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は6番委員の五嶋委員と、それから8番委員の平井委員をお願いをいたしま

す。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いいたします。

会 長 今日はちょっといろいろで眼鏡を忘れましたので、スペアをはめております。すみません。

 それでは、議案第34号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

 それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

 議案第34号、農地法第5条許可申請書審議について。

 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

 令和5年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

 以上です。

会 長 ありがとうございます。

 それでは、2ページをお願いします。

 議案第34号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番について審議したいと思います。

 それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは、番号1番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

 以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料3ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

 真ん中下から上に国道443号線、こちらが御船町方面、それで県道宇土甲佐線、甲佐大橋がここに 있습니다。そして、町の施設、町民センターがここにございまして、申請土地は町民センターより東へ約246メートルほど行った糸田の上川原というところにございます。

 場所については以上でございます。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人か

ら農地を有償で譲り受け、資材置場、駐車場にするために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の現況としては、集落内にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地に該当すると思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、融資証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、ならす程度の整地とされており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。先月の12月23日に、会長、清住委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字糸田字上川原にある農地で、集落内にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地に該当し、ほかに代わる適地はないと思われるため、例外的に転用は可能と思います。

今回の転用申請では、ならす程度の整地とされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないと思われることを報告いたします。

会 長 ありがとうございます。

ただいま5番委員の伊豆野委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロ、いずれにも該当しない説明がありました。例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。これは問題ございませんか。発言はありませんか。

それでは、発言もないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意

見をつけて県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の5ページをお願いいたします。

甲農第1600号、令和4年12月21日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の6ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和4年度第10回です。

まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が4筆の4,611平米のみとなります。

賃借権の新規につきましては、5年の田が5筆の8,862平米、6年の田が1筆の239平米、10年の田が5筆の6,233平米となります。

使用貸借権は再設定、新規ともございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が15筆の1万9,945平米のみとなります。

その他、所有権移転についてもございません。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会 長

それでは、7ページをお願いします。

議案第35号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1番について審議したいと思いますが、番号1番の相手方（譲受人）は農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしています。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をしたいと思います。

議事の進行につきましては、清住職務代理者にお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

(岡本会長退出)

職務代理者 職務代理者の清住です。ただいま会長から説明がありました規定の定めにより会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、番号1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに木村のあられさん、こちらにネットヨタさんがございます。

申請地はネットヨタさんから南西に約460メートル、白旗の元白旗第二にございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。

今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

職務代理者 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○1番 法人で管理するには面積がかなり狭いと思われるんですけど、この周辺は元白旗という農業法人がある程度押さえてきて、そこが虫食いだっただから、そこを借りたという状況なんですかね。

職務代理者 事務局、お願いします。

事務局 御指摘のとおりで、この申請地の南の農地も元白旗の法人が耕作している農地で、そこら辺一体を元白旗が耕作している状況です。

職務代理者 よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 それでは続きまして、番号2番について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが国道443号線で、こちらが県道三本松甲佐線で、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は豊内に5筆点在しておりまして、こちらの五反田に4筆と中園に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会 長 以上で説明を終わります。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。

○12番 お尋ねだけ。譲渡人の方は認定農業者じゃなかったですか。

会 長 事務局。

事務局 以前、認定農業者でしたけれども、ちょっと病気をされて、その後は更新をされて

いない状況です。

○12番 認定農業者の場合、減らすとちょっと具合が悪かけんですね。

事務局 はい。

会 長 よろしいですか。

○12番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、ほかには質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号2番については原案のとおり決定をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、8ページをお願いします。番号3番について審議したいと思います。

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明をいたします。11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが県道嘉島甲佐線で、こちらにダイハツさん、こちらに日立物流さんがございます。申請地はダイハツさんのすぐ南の農地になります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は人・農地プランに位置づけられた担い手で、主に米、麦、大豆、野菜を作付されています。

今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番

この●●さんは62歳になっていて、農業はされていないんですか。

会 長

事務局、分かりますか。

事務局

農業をしてるかどうか……。

○1番

していないんですか。こっちが79歳で若いから、4反近く持っておられるけど、農業はしていないんですかね。

○7番

会社を辞めて今はもう非農家というか。

○1番

非農家。分かりました。

会 長

境委員、よろしいですか。

○1番

はい。

会 長

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号3番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番から番号6番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思えます。

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

ちょっと見づらいんですけども、ここの下のほうに県道稲生野甲佐線が通っていて、その地図の切れているところ、ここら辺にふれあい広場がございます。申請地はふれあい広場から北東に約1,400メートル、上早川の上大谷に1筆と、同じくふれあい広場から北東に約2キロ、上早川の上田代に3筆ございます。こちらが拡大した地図になります。こちらが上大谷で、こちらが上田代です。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定新規農業者で、主に米、野菜の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号4番から6番については原案のとおり承認をいたします。

本日本定をいたしました議題は以上で全て終了いたしました。あと、事務局のほうへバトンタッチをいたします。

事務局長

それでは、皆様お疲れさまでした。これを持ちまして、第10回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

6 番

8 番